

事前相談に必要な書類

1. 付近見取図・・・・・・・・・・○ 主要交通機関からの経路、公共施設、隣接建物。その他目標となる地物を記入
2. 公図の写し・・・・・・・・・・○ 法務局（登記所）保管のもの（閲覧日、閲覧者氏名、閲覧場所を記入）
○ 範囲は敷地とその周辺とし、対象敷地を赤枠で明示
3. 土地登記簿謄本・・・・・・・・・・○ 法務局（登記所）発行のもの（最新の内容のもの）
4. 理由書・・・・・・・・・・○ 当該地に休憩所等を建設する理由
5. 事業計画書・・・・・・・・・・○ 営業収支計画、建設資金計画、施設の利用計画、販売品目等の調書
6. 法令による資格免許等・・・・・・・・○ 調理師免許、食品衛生責任者の修了証書等の写し
7. 敷地現況図・・・・・・・・・・○ 敷地の地形、道路の名称・幅員等を示したもの
8. 計画図・・・・・・・・・・○ 計画地の建物配置、建物平面、面積等を表したもの

- (注意) ※ 相談の内容によっては、この他にも必要書類が生じる場合があります。
※ 申請地が「農地」の場合は、別途、農地転用等（市町村の農業委員会）の事前相談が必要です。
※ 法第34条第9号の運用基準（手引きに掲載）があります。